

(参考1 2)「規制改革推進3か年計画(改定)」14年度上半期実施事例(整理表)

<IT>

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|----------------------|---|----------------|-------------------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 周波数割当方法の検討 (総務省) | 周波数の割当方法について、公正性、透明性を高め、電波の有効利用を一層促進する観点から、オークション制度に関する海外の最新動向を調査・フォローするとともに、オークション制度の導入の是非を含め検討を進める。 | 調査・検討 | 調査・検討 | |
| 周波数に関する情報提供 (総務省) | 周波数の利用状況に関する公開可能な情報について、現在の提供方法に加えて、電波の利用者の利便の一層の向上に資するような情報提供方法について検討し、所要のシステム開発等、環境整備を行う。 (第154回国会に関係法案提出) | 調査方法の検討、システム開発 | システム開発、法案成立後公布・施行 | |

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|------------------------|--|---------|----------------------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 事業者規制緩和の徹底 (総務省) | 一方、事業者に対する規制緩和を積極的に推進する観点から、以下の事項について、速やかに措置を講ずる。 | | | |
| | c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化 | 検討 | 措置 (4月施行予定) | |
| 他事業者のネットワーク利用 (総務省) | 電気通信事業者によるネットワーク構築における一層の柔軟性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。 a 第一種電気通信事業者が行う業務の委託に係る認可要件の緩和等について検討し、所要の措置を講ずる。 | 検討 | 措置 (4月施行予定) | |
| ユニバーサルサービス (総務省) | 電気通信分野におけるユニバーサルサービスの提供を確保するため、地域通信市場の競争の進展の状況に応じて、必要なコストを合理的基準に基づき電気通信事業者間で負担する制度を設ける。 【電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)】 | 法案成立、公布 | 措置 (公布後1年以内に施行予定) | |

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|--|---|---------|----------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 商業帳簿等の電子化 (法務省) <法務イの再掲> | システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |
| 株主総会の招集通知の電子化 (法務省) <法務イの再掲> | インターネットや電子メール経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経由での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |
| 株主総会における議決権行使の電子化 (法務省) <法務イの再掲> | 株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |
| 電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省) <法務イの再掲> | 企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |
| CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省) <金融ウの再掲> | 券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)】 | 法案成立、公布 | 措置(4月施行) | |

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|---------------------------------------|---|---------|-----------------------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 証券決済制度の改革 (金融庁、法務省) ＜金融ウの再身＞ | 証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 (第154回国会に係る法案提出) | 法案提出 | 法案成立後公布・施行 | |
| インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール (総務省) | インターネット上の情報流通に関して、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。 【特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)】 | 法案成立、公布 | 措置 (公布後6か月以内に施行予定) | |
| 通信販売等におけるいわゆる迷惑メール対策 (経済産業省) | 消費者が電子メールによる商業広告の受け取りを希望しない旨の連絡を通信販売事業者等に行った場合には、その消費者に対する商業広告の再送信を禁止する等、通信販売等における電子メールの利用の適正化のための措置を講ずる。 (第154回国会に係る法案提出) | 法案提出 | 法案成立後公布・施行 | |
| インターネットを利用した古物取引を促進するための環境整備 (警察庁) | 古物商が古物の買受け等を行う場合の相手方の確認について、電子署名等を用いた非対面による方法によっても行うことができることとする等古物商によるインターネットを利用した取引を促進するための措置を講ずる。 (第154回国会に係る法案提出) | 法案提出 | 法案成立後公布・施行 | |
| 21特許法の見直し (経済産業省) | インターネット上で取引されるコンピュータソフトウェアの保護の明確化等インターネット上での知的財産保護についての検討を行い、特許法及び商標法の見直しなど、所要の制度整備に取り組む。 (第154回国会に係る法案提出) | 法案提出 | 法案成立後公布・施行 | |
| 22著作権制度の充実 (文部科学省) | 高速情報通信ネットワークの急速な普及に対応し、著作物等のインターネット上での適正かつ公正な利用を確保するため、著作権制度上の当面 | 法案提出 | 法案成立後公布・施行 | |

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|---------------------|--|--------|---------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| | の課題について検討を行い、所要の制度整備を行うとともに、著作権教育・普及啓発の充実を図る。 (第154回国会に係る法案提出) | | | |
| 25個人情報の保護 (内閣官房) | 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の保護を図り、国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用できる仕組みを整備するため、以下の措置を講ずる。 a 平成13年中に、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いに関し基本となる原則を定めるとともに、個人情報データベース等を事業の用に供している一定の事業者が遵守すべき義務、政府が講ずべき措置等に関する基本事項を内容とする個人情報の保護に関する法律案を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 (第151回国会に係る法案提出) | 法案提出 | 法案成立後公布 | |

エ 社会・行政の情報化の推進

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|----------------------------------|--|----------|------------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 道路交通情報提供に関する制約の緩和 (警察庁、国土交通省) | a 道路交通情報提供事業への民間事業者の参入を促進し、また、新たな技術開発を図る観点から、交通の安全と円滑に関する必要最小限の法的な担保措置を設けるため、道路交通法を改正するなどの措置を講じた上で、現状の規制を撤廃することを早急に検討する。 【道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号)】 | 法律案成立後公布 | 措置(6月施行) | |
| 22行政の情報化 (各府省) | b 申請・届出等手続の電子化 (b)行政手続のオンライン化のための法整備 行政手続について、原則として、すべての書面による手続に加え、オンラインによる手続も可能とするための法案を提出するなどにより、所要の法整備を行う。 (第154国会に係る法案提出予定) | | 法案成立後公布・施行 | |

| 事項名 | 措置内容 | 実施予定時期 | | |
|-------------------------------|---|---------|--------------|--------|
| | | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| (総務省) | e 地方公共団体における行政情報化の推進 (d) 国は、地方公共団体が処理する申請・届出等の行政手続等のオンラインによる実施を可能とするため、法令等の整備、実施方策の提示等を行うなどの環境整備を推進する。 (第154回国会に關係法案提出予定) | | 法案成立後公布・施行 | |
| 26 学術報告書の電子化 (関係府省) | 公的機関、国公立大学発行の論文・報告書、国からの直接委託等により民間企業等において研究開発したものの成果について、可能な限りインターネット等で電子データ等による公開を進める。 | 検討・逐次実施 | | |
| 33 自動車取得税の申告書の様式の統一化 (総務省) | 自動車取得税の申告書について、自動車関係手続のワンストップサービスの実現を図るため、電子化以外の手法による短期的施策として、申告書の様式を統一化する。 【平成13年総務省令第55号及び第183号】 | 周知 | 措置 (4月施行) | |